

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 生活保護をあたりまえの権利に（60分）</p> <p>コロナ禍は、大流行の時期を越えたが、3年余の感染対策は労働、経営など生活のあらゆる場面に甚大な負の影響を及ぼし、生活に困窮する市民をさらに苦しめています。</p> <p>各地で生活困窮者を対象に炊出しやフードバンク等食糧援助も盛んに行われ、行列をなす人々の数が増え続けています。都庁前での炊出しでは5月27日過去最多の749人が並び、小さい子ども連れの家族も現れ、路上生活者が「自分たちの方が少数派だ」という状態になっています。日本の貧困はどうなっているのでしょうか。</p> <p>7月4日、厚生労働省から『国民生活基礎調査』の最新値が公表されました。</p> <p>それによれば、2021年の相対的貧困率は15.4%。前回2018年の調査から0.3%下がったとはいえ6.5人に1人、人口にして1932万人が貧困線以下の生活をしていることとなります。</p> <p>厚生労働省が国民生活基礎調査をもとに3年ごとに公表している相対的貧困率とは、等価可処分所得が中間値の半分未満の世帯員の割合を指します。日本では127万円未満が貧困線の基準となります。年間127万円は、月にして10.6万円です。これに対して2021年度の生活保護利用者は204万人でした。貧困者のうちわずか10.6%にしかありません。</p> <p>「しんぶん赤旗」8月3日付の報道では「5月の生活保護の申請件数が2万2600件余と、昨年5月と比べて約11%増えたことが2日、厚生労働省の被保護者調査でわかりました。前年同月を上回るのは5カ月連続、2桁の伸びとなるのは4カ月連続です。</p> <p>調査によると、5月に申請された生活保護の件数は2万2680件で、前年同月と比べ2327件、率にして11.4%増えました。</p> <p>申請件数が前年同月を上回るのは、今年1月以降5カ月連続です。2月には20.5%増と2桁の伸びとなり、5月まで4カ月連続で2桁の大幅増が続いています。</p> <p>生活保護の利用世帯は164万8101世帯で、前年同月比8596世帯増。前年同月を上回るのは昨年5月以来13カ月連続となりました。新型コロナの影響の長期化に加え、物価高騰が国民生活を直撃して、生活困窮世帯の増加に拍車をかけています。大幅賃上げや年金引き上げ、消費税減税など国民生活を守る有効な対策に背を向けつづけている、歴代政権の責任は重大です。」</p> <p>身近なところでも生活困窮の相談が続きます。76歳のタクシー運転手だった男性は1月に脳梗塞を発症し労働不能となり、月14万円の年金と妻の月10万円の年金と合わせ24万円で公団賃貸住宅費など約10万円では頑張って働いた昨年の収入で賦課される国保税、住民税は重すぎる、どうすればいいか。また飲食店経営者からはコロナ禍で店を休んだ時は給付金で食いつないだが、再開してもお客は戻らず収入はがた減りで国保税など納付書通りには納められない。</p>	市長 教育委員会教育長

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>小口生活資金など特例貸付が期限切れとなり 1 月から返済が迫られるなかで困窮に陥る市民が増えています。</p> <p>生活困窮者が最後の頼みとする生活保護制度は、本来なら対象となるはずの人たちに行き渡っているとはいえません。様々な要因があると考えますが、生活保護制度の正しい姿が一般市民に周知されていないことも一因ではないでしょうか。</p> <p>全国では、ある自治体の市議会議員が生活保護申請者に同行したところ、そのことを問題とされて議会で懲罰決議を繰り返し可決されている市議会議員バッシングが法廷で争われ、通院に不可欠な自動車保有が許されず不当な指導・指示でいじめが繰り返されるなど、生活保護制度の運営が自治体によって違いすぎる状況があります。</p> <p>鶴ヶ島市では数年前に「生活保護のしおり」が改善されています。本来同一であるべき「生活保護のしおり」が自治体によって違うという問題もあります。生活保護は、法定受託事務であり、自治体は、国の通知として示された処理基準に従った運用をしなければなりません。ローカルルールがまかり通ってはならないのではないのでしょうか。</p> <p>以上のような問題意識から質問をいたします。</p> <p>(1) 本市の生活保護の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 年代別 イ 世帯種別 ウ 居住形態別 エ 補足率 <p>(2) 生活困窮の相談とその傾向について</p> <p>(3) 生活保護制度の根拠と目的は</p> <p>(4) 生活保護の制度は市民にどう知られているか</p> <p>(5) 「生活保護のしおり」ではどう説明されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 相談を受けるにあたっての注意点は イ 申請を受ける際の注意点は ウ 調査内容に①資産、②能力の活用、③親族への照会、④他の制度活用の項目があるが運用の点で問題となることは エ 決定 決定されるまでの生活はどうか オ 生活保護費の種類は カ 生活保護利用者の権利は キ 生活保護利用者の義務は ク 不正受給とされるのはどのような場合ですか ケ 転居にあたって考慮されることは コ 酷暑、寒冷の時期のエアコン設置など季節加算は <p>(6) 札幌市、京丹後市、国立市などでは市民向けに「生活保護の制度について」全戸配布のチラシをつくるなどして、生活保護への関心を高めようとしています。</p> <p>本市でも全市民対象の周知を図る取り組みを検討してはどうでしょうか。</p>	